

大阪府議会後援名義の使用及び議長賞の交付承認基準

下記承認基準を満たしている場合で、議長が必要と認める事業に対し、承認及び交付を行う。

記

1 主催者についての承認基準

(1) 国、大阪府、府内市町村及びその他の公共団体

※国、大阪府、府内市町村は、共催である場合も含む

(2) 公共的団体及びその他の団体

※暴力団員及び暴力団密接関係者が構成員である団体ではないこと

※政治又は宗教にかかわる団体ではないこと

※団体の組織及び運営方針が明確であり、事業遂行能力が十分にあると認められること

2 事業内容についての承認基準

(1) 事業目的が教育・学術、文化、スポーツ及び農林水産業等の振興及び緑化の推進等に寄与するものであること

(2) 営利を目的とするものでないこと

(3) 参加料、出品料など、主催者が経費を徴収するものにあつては、社会通念上妥当なものであること

(4) 暴力団の利益にならない事業、又は利益になるおそれがないと認められる事業

(5) 政治的又は宗教的な普及・宣伝に利すると受け取られるものでないこと

(6) 公序良俗に反するものでないこと

(7) 公共的団体及びその他の団体の主催する事業については、事業の規模が広範囲にわたるもので、広く府民等を参加対象とするもの

(8) その他後援名義の使用及び議長賞の交付承認を行うことが不適当と認められるものがないこと